



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 16 日 (火)
号外第 6 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 病院局管 理規程	鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程 (5) (総務課) 2
---------------	--

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年6月16日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用手続)</p> <p>第6条 院内保育所を利用しようとする職員は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場合であって、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 通常保育及び夜間保育（以下「月極保育」という。） 利用しようとする日の属する月の前月の<u>20日</u>まで</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(慣らし保育)</p> <p><u>第9条 第2条及び第3条第1項の規定にかかわらず、院内保育所の定員に余裕があるときは、1週間以内に月極保育を始める予定の児童について、月極保育に慣れるための保育（以下「慣らし保育」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>2 第6条及び第7条の規定にかかわらず、慣らし保育の利用手続については、院長が別に定める。</u></p> <p>(保育料)</p> <p><u>第10条 院内保育所を利用する職員（職員となる予定の者を含む。以下「利用者」という。）は、別表に定める保育料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育、<u>病児病後児保育及び慣</u></p>	<p>(利用手続)</p> <p>第6条 院内保育所を利用しようとする職員は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限内に、院長が別に定める利用申込書を院長に提出しなければならない。ただし、一時保育を利用する場合であって、やむを得ない事情があると院長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 通常保育及び夜間保育（以下「月極保育」という。） 利用しようとする日の属する月の前月の<u>25日</u>まで</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(保育料)</p> <p>第9条 院内保育所を利用する職員（以下「利用者」という。）は、別表に定める保育料を支払わなければならない。</p> <p>2 院長は、月極保育の保育料については院内保育所を利用する月の、一時保育又は病児病後児保育の保</p>

らし保育の保育料については院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の利用者の給与から控除することができない場合は、その翌月の給与から控除することができる。

3 略

(運営の委託)

第11条 略

(その他)

第12条 略

別表 (第10条関係)

区分	単位	保育料の額
略		
略	1人1回につき	1,500円
病児病後児保育 (通常保育を受けている子を保育する場合を除く。)		
慣らし保育		

育料については院内保育所を利用する月の翌月の利用者の給与から控除するものとする。ただし、やむを得ない理由により月極保育の保育料を院内保育所を利用する月の利用者の給与から控除することができない場合は、その翌月の給与から控除することができる。

3 略

(運営の委託)

第10条 略

(その他)

第11条 略

別表 (第9条関係)

区分	単位	保育料の額
略		
略	1人1回につき	1,500円
病児病後児保育 (通常保育を受けている子を保育する場合を除く。)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。